

10. 審査項目

10-1. 書面審査

(1) 補助対象事業としての適格性

- ① 本公募要領に記載する補助対象者、補助対象事業の要件、補助対象事業等を満たすか。
 - ※ 満たさない場合は補助対象外として不採択となります。
- ② 補助事業により高い付加価値の創出や賃上げを実現する目標値が設定されており、かつその目標値の実現可能性が高い事業計画となっているか。
 - ※ 付加価値額要件及び賃上げ要件において、基準値を上回る高い目標値が設定されている場合、高さの度合いと実現可能性を考慮して審査します。

(2) 新規事業の新市場性・高付加価値性 <①と②は選択制>

※ 「[新市場・高付加価値事業の考え方](#)」もご参照ください。

- ① 補助事業で取り組む新規事業により製造又は提供（以下「製造等」という。）する、製品又は商品若しくはサービス（以下「新製品等」という。）のジャンル・分野の、社会における一般的な普及度や認知度が低いものであるか。
 - ※ 補助事業で取り組む事業の内容が、新事業進出指針に基づく当該事業者にとっての新規事業であることを前提に、社会においても一定程度新規性を有する（一般的な普及度や認知度が低い）ものであることを求めます。
 - 新製品等の属するジャンル・分野は適切に区分されているか。
 - 新製品等の属するジャンル・分野の社会における一般的な普及度や認知度が低いものであるか。それらを裏付ける客観的なデータ・統計等が示されているか。
- ② 同一のジャンル・分野の中で、当該新製品等が、高水準の高付加価値化・高価格化を図るものであるか。
 - ※ 補助事業で取り組む事業の内容が、新事業進出指針に基づく当該事業者にとっての新規事業であることを前提に、新製品等のジャンル・分野における一般的な付加価値等と比較して、高水準の高付加価値化を図るものであることを求めます。
 - 新製品等のジャンル・分野における一般的な付加価値や相場価格が調査・分析されているか。
 - 新製品等のジャンル・分野における一般的な付加価値や相場価格と比較して、自社が製造等する新製品等が、高水準の高付加価値化・高価格化を図るものであるか。高付加価値化・高価格化の源泉となる価値・強みの分析がなされており、それが妥当なものであるか。

(3) 新規事業の有望度

- ① 補助事業で取り組む新規事業が、自社がアプローチ可能な範囲の中で、継続的に売上・利益を確保できるだけの市場規模を有しているか。成長が見込まれる市場か。
- ② 補助事業で取り組む新規事業が、自社にとって参入可能な事業であるか。
 - 免許・許認可等の制度的な参入障壁をクリアできるか。

- ビジネスモデル上調達先の変更が起こりにくい事業ではないか。
- ③ 競合分析を実施した上で、顧客ニーズを基に、競合他社と比較して、自社に明確な優位性を確立する差別化が可能か。
- 代替製品・サービスを含め、競合は網羅的に調査されているか。
 - 比較する競合は適切に取捨選択できているか。
 - 顧客が商品やサービスの購入を決める際に重視する要素や判断基準は明らかか。
 - 自社が参入して、顧客が商品やサービスの購入を決める際に重視する要素や判断基準を充足できるか。
 - 自社の優位性が、他者に容易に模倣可能なもの（導入する機械装置そのもの、営業時間等）となっていないか。

（４）事業の実現可能性

- ① 事業化に向けて、中長期での補助事業の課題を検証できているか。また、事業化に至るまでの遂行方法、スケジュールや課題の解決方法が明確かつ妥当か。
- ② 最近の財務状況等から、補助事業を適切に遂行できると期待できるか。金融機関等からの十分な資金の調達が見込めるか。
- ※ 複数の事業者が連携して申請する場合は連携体各者の財務状況等も考慮します。
- ③ 補助事業を適切に遂行し得る体制（人材、事務処理能力等）を確保出来ているか。第三者に過度に依存している事業ではないか。過度な多角化を行っているなど経営資源の確保が困難な状態となっていないか。

（５）公的補助の必要性

- ① 川上・川下への経済波及効果が大きい事業や社会的インフラを担う事業、新たな雇用を生み出す事業など、国が補助する積極的な理由がある事業はより高く評価。
- ② 補助事業として費用対効果（補助金の投入額に対して増額が想定される付加価値額の規模、生産性の向上、その実現性、事業の継続可能性等）が高いか。
- ③ 先端的なデジタル技術の活用、新しいビジネスモデルの構築等を通じて、地域やサプライチェーンのイノベーションに貢献し得る事業か。
- ④ 国からの補助がなくとも、自社単独で容易に事業を実施できるものではないか。

（６）政策面

- ① 経済社会の変化（関税による各産業への影響等を含む）に伴い、今後より市場の成長や生産性の向上が見込まれる分野に進出することを通じて、日本経済の構造転換を促すことに資するか。
- ② 先端的なデジタル技術の活用、低炭素技術の活用、経済社会にとって特に重要な技術の活用、新しいビジネスモデルの構築等を通じて、我が国の経済成長・イノベーションを牽引し得るか。

- ③ ニッチ分野において、適切なマーケティング、独自性の高い製品・サービス開発、厳格な品質管理などにより差別化を行い、グローバル市場でもトップの地位を築く潜在性を有しているか。
- ④ 地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域の事業者等に対する経済的波及効果を及ぼすことにより、大規模な雇用の創出や地域の経済成長（大規模災害からの復興等を含む）を牽引する事業となることが期待できるか。

※ 以下に選定されている事業者や承認を受けた計画がある事業者は審査で考慮いたします。

- ・ [地域未来牽引企業](#)
- ・ [地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画](#)

（７）大規模な賃上げ計画の妥当性（賃上げ特例の適用を希望する事業者に限る）

- ① 大規模な賃上げの取組内容が具体的に示されており、その記載内容や算出根拠が妥当なものとなっているか。
- ② 一時的な賃上げの計画となっておらず、将来にわたり、継続的に利益の増加等を人件費に充当しているか。

（８）加点点目

以下の項目を満たす事業者については、審査で一定程度の加点を実施します。なお、加点点目は応募締切日時点で満たしている必要があります。

- ① パートナーシップ構築宣言加点
[「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト](#)において宣言を公表している事業者
- ② くるみん加点
次世代法に基づく認定（トライくるみん、くるみん又はプラチナくるみんのいずれかの認定）を受けた事業者
【参考】厚生労働省「[両立支援のひろば](#)」
- ③ えるぼし加点
「[女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）](#)」に基づく認定（えるぼし 1 ～ 3 段階又はプラチナえるぼしのいずれかの認定）を受けている事業者
【参考】厚生労働省「[女性の活躍推進企業データベース](#)」
- ④ アトツギ甲子園加点
[アトツギ甲子園](#)のピッチ大会に出場した事業者
- ⑤ 健康経営優良法人加点
[健康経営優良法人 2025](#) に認定されている事業者
- ⑥ 技術情報管理認証制度加点
[技術情報管理認証制度](#)の認証を取得している事業者

⑦ 成長加速化マッチングサービス加点

[成長加速マッチングサービス](#)において会員登録を行い、挑戦課題を登録している事業者

⑧ 再生事業者加点

中小企業活性化協議会等から支援を受けており^{※1}、以下のいずれかに該当している事業者

- 再生計画等を「策定中」の者^{※2}
- 再生計画等を「策定済」かつ応募締切日から遡って3年以内に再生計画等が成立等した者

※1 以下に掲げる計画に関する支援を受けている者（同計画に基づき事業譲渡を受ける（又は受けた）者を含む）。

（ア）中小企業活性化協議会が策定を支援した再生計画

（イ）中小機構が策定を支援した再生計画

（ウ）産業復興相談センターが策定を支援した再生計画

（エ）株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画

（オ）「私的整理に関するガイドライン」に基づいて策定した再建計画

（カ）中小企業の事業再生等のための私的整理手続（中小企業版私的整理手続）に基づいて策定した再生計画

（キ）産業競争力強化法に基づき経済産業大臣の認定を受けた認証紛争解決事業者（事業再生ADR事業者）が策定を支援した事業再生計画

（ク）中小機構が出資した中小企業再生ファンドが策定を支援した再生計画

（ケ）株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が同機構法第19条の規定による支援決定を行った事業再生計画

（コ）株式会社地域経済活性化支援機構が株式会社地域経済活性化支援機構法第25条の規定による再生支援決定を行った事業再生計画

（サ）特定調停法に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定された再生計画

※2 （ア）から（キ）のみが対象。また、「策定中」の定義は以下のとおり。

- ・（ア）から（ウ）：「再生計画策定支援（第二次対応）決定」以後
- ・（エ）：企業再生検討委員会による「再生計画着手承認」以後
- ・（オ）：同ガイドラインに基づく「一時停止の要請」以後
- ・（カ）：同手続きに基づく「一時停止の要請」以後
- ・（キ）：事業再生 ADR 制度の「制度利用申請正式受理」以後

⑨ 特定事業者加点

「2. 補助対象者（3）特定事業者の一部」に該当する事業者

（9）減点項目

① 加点項目要件未達事業者

中小企業庁が所管する補助金^{※1}において、賃上げに関する加点を受けたうえで採択されたにもかかわらず、申請した加点項目要件を達成できなかった場合は、事業化状況報告等において未達が報告されてから18か月の間、本補助金への申請にあたっては、正当な理由^{※2}が認められない限り大幅に減点を行います。

- ※ 1 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）、サービス等生産性向上 IT 導入支援事業（IT 導入補助金）、小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）、事業承継・M&A 支援事業（事業承継・M&A 補助金）、中小企業成長加速化補助金（成長加速化補助金）、事業再構築補助金、中小企業省力化投資補助事業（省力化投資補助金）、成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech 事業）（令和 7 年 4 月時点）
- ※ 2 災害を受け、事業において著しい損失を受けたと認められる場合等（震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったこと等により、事業において著しい損失を受けたと認められる場合（「[国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）](#)」第 46 条）その他これに準ずるものとして中小企業庁が認めた場合）により、やむを得ず加点要件を達成できなかった場合には、その限りではありません。その場合には、事業化状況報告の提出時にその理由を説明してください。やむを得ない理由と認められた場合に限り、減点を免除いたします。

② 過剰投資の抑制

各申請者が事業計画策定時に実施した市場分析は、事業計画策定時の情報を元に実施されたものであり、応募申請後、補助金交付候補者の採択発表時までの社会情勢・市場の変化や、本補助金の支援を受けて新たに行われる他社の事業による影響を考慮できておりません。

事業計画書に記載されている市場分析を実施した時点では、当該申請者に優位性が認められた場合でも、実際に申請者が事業を実施する段階においては、その優位性が消滅している可能性もあります。

したがって、特定の期間に、類似のテーマ・設備等に関する申請が集中してなされている場合には、一時的流行による過剰投資誘発の恐れがあるため、別途審査を行います。過剰投資と判断された申請に関しては、事業計画書に記載されている市場分析のとおり事業を実施することが困難であると考えられるため、大幅な減点を実施します。

③ 他の補助事業の事業化が進展していない事業者

過去に以下の補助金を受給している場合、当該補助金による補助事業の、直近の事業化状況報告等における事業化段階が 3 段階以下である場合は、減点を行います。

- ・新事業進出補助金
- ・事業再構築補助金
- ・ものづくり補助金

10-2. 口頭審査

- 口頭審査は、一定の審査基準を満たした事業者の中から必要に応じて行います。
- 口頭審査の対象となった場合、事務局から受験日時の予約案内を行います。受験日時の予約案内は、口頭審査の対象となった事業者のうち、電子申請が完了した事業者から随時行います。したがって、電子申請受付開始後、早期に申請を完了いただいた場合は、優先的に受験日時をお選びいただけます。
- なお、口頭審査の予約は先着順となりますので、申請完了が応募申請締切間際になった場合、お選びいただける日時が限定されることがあります。ご都合の良い日時に空きがない場合でも、個別のご相談は受け付けかねますのでご了承ください。また、口頭審査の対象になったにも関わらず、受験がなかった場合は不採択となります。

(1) 審査内容

- 本補助金に申請された事業計画について、事業の適格性、優位性、実現可能性、継続可能性等の観点について審査いたします。

(2) 審査方法

- オンライン（Zoom 等）にて実施いたします。会議用 URL は事務局にて発行します。
- 所要時間は 1 事業者 15 分程度の予定です。接続テストを実施しますので、会議開始 5 分前から事前にご入室ください。
- 審査中はカメラをオンにいただき、審査対応者（申請事業者）の上半身（正面を向いて顔と耳と肩が明瞭に判別できる）を映していただきます。
- 審査中の音声は録音いたします（録音した音声は審査以外の目的で使用することはありません。）
- 審査当日に本人確認及び周辺環境の確認を実施いたしますので、顔写真付きの身分証明書をご用意ください。
- 審査は申請事業者自身（法人代表者等※） 1 名が対応してください。当該事業者において勤務実態がない者、事業計画書作成支援者、経営コンサルタント、社外顧問等の申請事業者以外の方の対応や同席は一切認めません。

※等とは、個人事業主本人、法人代表者、株式会社取締役（社外取締役を除く。）、応募時の労働者名簿に記載されている「担当者」もしくは「経理担当者」（勤務実態がない者を除く。）です。

(3) 事前にご準備いただくもの

- 安定したインターネットに接続された PC（接続不良等によりインターネットが切断された場合の再審査は行いません）
- PC 内蔵もしくは外付けの web カメラ、マイク、スピーカー（イヤフォン、ヘッドセットは使用不可）。
- 顔写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）

- 会社内の会議室等、審査に適した環境（公共スペースは不可。申請事業者以外の同席は不可。口頭審査中、カメラに他の人が映り込んだり、マイクに他の人の声が入らないようにしてください。）

（４）留意事項

- 口頭審査の対象となる基準や審査の内容に関するお問い合わせについては、お答えいたしかねます。
- 公平・公正な審査を行う観点から、審査委員及び事務局はカメラをオフにして審査します。
- 指定日時になっても審査が開始できない場合（申請事業者側の接続不良等によるもの等）や審査当日に本人確認が出来ない場合、審査対応者以外の同席等が確認された場合などは、申請を辞退したものとみなし、不採択といたします。
- 口頭審査中の申請者からの質問は一切受け付けません。
- 審査対応者が申請事業者自身でないことが判明した場合は、不採択もしくは採択・交付決定の取消、補助金返還の対象となります。
- 公平性の観点から、口頭審査の内容を他者に口外することは禁止します。口頭審査の内容を他者に口外したことが判明した場合は、不採択もしくは採択・交付決定の取消、補助金返還の対象となります。